

議案第 15 号

鶴ヶ島市都市公園条例の一部を改正する条例について

鶴ヶ島市都市公園条例（昭和 54 年条例第 9 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 20 日提出

鶴ヶ島市長 齊 藤 芳 久

提 案 理 由

鶴ヶ島グリーンパークの施設整備に伴い、多目的広場 2 の使用時間及び運動施設等の附帯設備の使用料を定めたいので、この案を提出するものである。

鶴ヶ島市都市公園条例の一部を改正する条例

鶴ヶ島市都市公園条例（昭和 5 4 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2 （第 1 1 条関係）

都市公園名	運動施設等	使用期間	使用時間
鶴ヶ島市運動公園	メイングラウンド	1 月 4 日から 1 2 月 2 8 日まで	午前 8 時 3 0 分から午後 4 時 3 0 分まで（4 月 1 日から 1 0 月 3 1 日までの間は、午前 6 時 3 0 分から午後 9 時 3 0 分まで）
	サブグラウンド		午前 8 時 3 0 分から午後 4 時 3 0 分まで（4 月 1 日から 1 0 月 3 1 日までの間は、午前 6 時 3 0 分から午後 6 時 3 0 分まで）
	多目的広場 A		
	多目的広場 B		
	会議室		午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで（4 月 1 日から 1 0 月 3 1 日までの間は、午前 6 時 3 0 分から午後 9 時 3 0 分まで）
脚折近隣公園	ソフトボール、サッカー及び陸上競技兼用場		午前 8 時 3 0 分から午後 4 時 3 0 分まで（4 月 1 日から 1 0 月 3 1 日までの間は、午前 6 時 3 0 分から午後 6 時 3 0 分まで）
	テニスコート		
鶴ヶ島南近隣公園	野球場		
	テニスコート		
富士見中央近隣公園	野球場		
	テニスコート		
鶴ヶ島グリーンパーク	多目的広場 1		
	多目的広場 2		午前 8 時 3 0 分から午後 9 時 3 0 分まで（4 月 1 日から 1 0 月 3 1 日までの間は、午前 6 時 3 0 分から午後 9 時 3 0 分まで）

別表第 3 鶴ヶ島グリーンパークの項を次のように改める。

鶴ヶ島グリーンパーク	運動施設等	多目的広場 1	1 時間当たり	7 5 0 円
		多目的広場 2		7 5 0 円
	運動施設等の 附帯設備	夜間照明設備（半 面）		7 5 0 円
		夜間照明設備（全 面）		1 , 5 0 0 円

附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 3 の規定は、令和 7 年 7 月 1 日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。